

改正案 (R02.10 改正)	現 行
<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条～第1-26条 [略]</p> <p>第1-27条 受注者の賠償責任 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 約款第39条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>第1-28条～第1-39条 [略]</p> <p>第2章～第12章 [略]</p> <p>測量業務共通仕様書</p> <p>第1条～第1-26条 [略]</p> <p>第27条 受注者の賠償責任 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 約款第39条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>第28条～第39条 [略]</p>	<p>地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条～第1-26条 [略]</p> <p>第1-27条 受注者の賠償責任 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 約款第39条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>第1-28条～第1-39条 [略]</p> <p>第2章～第12章 [略]</p> <p>測量業務共通仕様書</p> <p>第1条～第1-26条 [略]</p> <p>第27条 受注者の賠償責任 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 約款第39条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>第28条～第39条 [略]</p>

改正案 (R02.10 改正)	現 行
<p>設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条~第1-25条 [略]</p> <p>第1-26条 受注者の賠償責任 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 約款第39条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>第1-27条 ~第1-38条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p>	<p>設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1-1条~第1-25条 [略]</p> <p>第1-26条 受注者の賠償責任 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 約款第39条に規定するか責任に係る損害が生じた場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>第1-27条 ~第1-38条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p>

改正案 (R02.10 改正)	現 行
<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 ～ 第5章 [略]</p> <p>第6章 建物等の調査</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第98条 建物等の配置図の作成</p> <p>[略]</p> <p>(1) ～ (2) [略]</p> <p>(3) 用紙は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格A列2番によることができる。（以下この節において同じ。）</p> <p>(4) ～ (7) [略]</p> <p>第99条～第130条 [略]</p> <p>第9章 予備調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>第131条 予備調査</p> <p>予備調査は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるときに、第6章建物等の調査に先立ち、企業内容及び敷地使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額の算定を行うことにより、建物等の移転が与える影響の範囲並びに土地改良補償要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。</p> <p>第132条 企業内容等の調査</p> <p>予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 所在地、名称及び代表者名</p> <p>(2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>(3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</p> <p>(4) 財務状況</p> <p>(5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</p> <p>(6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</p> <p>(7) 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容</p> <p>(8) その他移転計画案の検討に必要なと認める事項</p> <p>第133条 敷地使用実態の調査</p> <p>予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 敷地内の使用状況等</p>	<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 ～ 第5章 [略]</p> <p>第6章 建物等の調査</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第98条 建物等の配置図の作成</p> <p>[略]</p> <p>(1) ～ (2) [略]</p> <p>(3) 用紙は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本工業規格A列2番によることができる。（以下この節において同じ。）</p> <p>(4) ～ (7) [略]</p> <p>第99条～第130条 [略]</p> <p>第9章 予備調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>第131条 予備調査</p> <p>予備調査は、大規模工場等の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内（残地）において回復させることの検討が必要であると認められるときに、当該大規模工場等の使用実態、建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略を予め把握するために行う調査をいう。</p> <p>第132条 企業内容等の調査</p> <p>予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、【新設】 次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 名称、所在地及び代表者名</p> <p>(2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>(3) 所有者又は占有者の組織</p> <p>(4) 他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</p> <p>(5) 財務状況</p> <p>(6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</p> <p>(7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）</p> <p>(8) その他移転計画案の検討に必要なと認める事項</p> <p>第133条 敷地使用実態の調査</p> <p>予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、【新設】 次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) ～ (3) [略]</p> <p>(4) 敷地内の使用状況等</p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R02.10 改正)	現 行
<p>① [略]</p> <p>② 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査</p> <p>③ ～ ④ [略]</p> <p>(5) 前条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図化したもの)と建物等の配置との関係</p> <p>(6) ～ (7) [略]</p> <p>第134条 建物調査</p> <p>予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第88条から第90条までに準ずる方法により行うものとする。</p> <p>この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。</p> <p>2 ～ 3 [略]</p> <p>第135条 機械設備等調査</p> <p>予備調査に係る機械設備等(生産設備及び附帯工作物を含む。)の調査は、第132条及び第133条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第91条から第93条までに準ずる方法により行うものとする。この場合における機械設備等調査は、配置、機械名(種類)、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。</p> <p>2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、調査職員の指示を受けるものとする。</p> <p>3 写真の撮影は、【削る】機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第136条 [略]</p> <p>第137条 配置図</p> <p>[略]</p> <p>(1) 建物、屋外の主たる機械設備、【削る】生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)</p> <p>(2) ～ (3) [略]</p> <p>第138条 [略]</p> <p>第139条 移転計画書の作成</p> <p>[略]</p> <p>(1) 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図化したもの)の変更計画</p> <p>(2) 建物(敷地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画</p> <p>(3) ～ (7) [略]</p> <p>2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。</p>	<p>① [略]</p> <p>② 駐車場の位置及び収容可能台数 【新設】</p> <p>③ ～ ④ [略]</p> <p>(5) 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係</p> <p>(6) ～ (7) [略]</p> <p>第134条 建物調査</p> <p>予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第88条から第90条までに準ずる方法により行うものとする。</p> <p>この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。</p> <p>2 ～ 3 [略]</p> <p>第135条 機械設備等調査</p> <p>予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。</p> <p>2 【新設】</p> <p>2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第136条 [略]</p> <p>第137条 配置図</p> <p>[略]</p> <p>(1) 建物、屋外の主たる機械設備、及び生産設備及び 【新設】、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)</p> <p>(2) ～ (3) [略]</p> <p>第138条 [略]</p> <p>第139条 移転計画書の作成</p> <p>[略]</p> <p>(1) 製品等の加工又は販売等の工程の変更計画</p> <p>(2) 建物 【新設】、機械設備等の移転計画</p> <p>(3) ～ (7) [略]</p> <p>2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は前条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。</p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R02.10 改正)	現 行
<p>(1)～(3) [略]</p> <p>第140条 [略]</p> <p>第10章 移転工法案の検討等</p> <p>第1節 調査</p> <p>第141条 移転工法案の検討</p> <p>移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、土地改良補償要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。</p> <p>第142条 企業内容等の調査</p> <p>大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>ただし、第136条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <p>(1) 所在地、名称及び代表者名</p> <p>(2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>(3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</p> <p>(4) 財務状況</p> <p>(5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</p> <p>(6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</p> <p>(7) 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容</p> <p>(8) その他移転計画案の検討に必要と認める事項</p> <p>第143条 敷地使用実態の調査</p> <p>大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>ただし、第133条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 敷地内の使用状況等</p> <p>① [略]</p> <p>② 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査</p> <p>③～④ [略]</p> <p>(5) 次のいずれかにおける建物等の配置との関係</p> <p>① 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</p> <p>② 第132条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）</p> <p>③ 第123条第2号②の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>第140条 [略]</p> <p>第10章 移転工法案の検討等</p> <p>第1節 調査</p> <p>第141条 移転工法案の検討</p> <p>移転工法案の検討とは、大規模工場等の当該敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。</p> <p>第142条 企業内容等の調査</p> <p>大規模工場等の企業内容等の調査は、【新設】 次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>ただし、第136条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <p>(1) 名称、所在地及び代表者名</p> <p>(2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目</p> <p>(3) 所有者又は占有者の組織 【新設】</p> <p>(4) 他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係</p> <p>(5) 財務状況</p> <p>(6) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</p> <p>(7) 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）</p> <p>(8) その他移転計画案の検討に必要と認める事項</p> <p>第143条 敷地使用実態の調査</p> <p>大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、【新設】 次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>ただし、第133条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 敷地内の使用状況等</p> <p>① [略]</p> <p>② 駐車場の位置及び収容可能台数 【新設】</p> <p>③～④ [略]</p> <p>(5) 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係</p> <p>① 【新設】</p> <p>② 【新設】</p> <p>③ 【新設】</p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R02.10 改正)	現 行
<p>(6)～(7) [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第144条 企業概要書 [略]</p> <p>第144条の2 配置図 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第135条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。</p> <p>(1) 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び付帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置） (2) 製品等の製造、加工又は販売等の工程 (3) 縮尺は、500分の1又は、1,000分の1とする。</p> <p>第145条 移転工法案の作成 [略]</p> <p>(1) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図化したもの）の変更計画 (2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第146条～172条 [略]</p> <p>第17章 事業認定申請図書等の作成</p> <p>第173条 [略]</p> <p>第174条 事業認定申請図書の作成 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。</p> <p>(1) 相談用資料作成 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの</p> <p>(2) 申請図書作成 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの</p> <p>第175条～178条 [略]</p> <p>第179条 【削る】 相談用資料の作成方法 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第2</p>	<p>(6)～(7) [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第144条 企業概要書 [略]</p> <p>第144条の2 【新設】</p> <p>第145条 移転工法案の作成 [略]</p> <p>(1) 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画 (2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第146条～172条 [略]</p> <p>第17章 事業認定申請図書等の作成</p> <p>第173条 [略]</p> <p>第174条 事業認定申請図書の作成 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等により作成することをいう。</p> <p>(1) 【新設】</p> <p>(2) 【新設】</p> <p>第175条～178条 [略]</p> <p>第179条 事前相談用資料の作成方法 事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当する</p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R02.10 改正)	現 行
<p>0条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。</p> <p>(1) 事業認定申請書 (案)</p> <p>(2) 事業計画書</p> <p>(3) 関連事業に関する協議書 (案)</p> <p>(4) 法第4条地の調査及び管理者の意見書 (案)</p> <p>(5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関意見書 (案)</p> <p>(6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書 (案)</p> <p>(7) その他必要な書面等</p> <p>第180条 相談用資料の添付図面の作成方法</p> <p>起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書 (案) の添付図面の作成は、第178条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。</p> <p>(1) 起業地表示図</p> <p>(2) 法第4条地表示図</p> <p>(3) 関連事業表示図</p> <p>(4) 法第4条地管理者意見照会添付図</p> <p>(5) 起業地計画図等</p> <p>(6) 法令制限地表示図</p> <p>(7) 許認可等土地表示図</p> <p>(8) 参考資料として必要な図面</p> <p>(9) その他必要と道められる図面</p> <p>第181条 【削る】申請図書の作成</p> <p>起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書 (案) の作成は、調査職員の指示により、既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。</p> <p>第182条 [略]</p> <p>第183条 裁決申請図書の作成方法</p> <p>裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うほか、「別記5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p>(1) 決裁申請書 (案)</p> <p>(2) 事業計画書</p> <p>(3) 法第40条第1項第2号関係書類</p> <p>(4) 規則第17条第2号イに定める書面</p>	<p>ように記載する【新設】ものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。</p> <p>(1) 【新設】</p> <p>(2) 【新設】</p> <p>(3) 【新設】</p> <p>(4) 【新設】</p> <p>(5) 【新設】</p> <p>(6) 【新設】</p> <p>(7) 【新設】</p> <p>第180条 事前相談用資料の提出</p> <p>受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、調査職員に当該資料を提出するものとする。</p> <p>(1) 【新設】</p> <p>(2) 【新設】</p> <p>(3) 【新設】</p> <p>(4) 【新設】</p> <p>(5) 【新設】</p> <p>(6) 【新設】</p> <p>(7) 【新設】</p> <p>(8) 【新設】</p> <p>(9) 【新設】</p> <p>第181条 本申請図書の作成</p> <p>事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、調査職員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。</p> <p>第182条 [略]</p> <p>第183条 裁決申請図書の作成方法</p> <p>裁決申請図書【新設】は、法第40条並びに規則第16条及び第17条に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p>(1) 【新設】</p> <p>(2) 【新設】</p> <p>(3) 【新設】</p> <p>(4) 【新設】</p>

調査・測量・設計業務共通仕様書の一部改正について

改正案 (R02.10 改正)	現 行
<p>(5) 規則第 17 条第 3 号に定める書面 (6) 法第 36 条に定める土地調書 (案) (7) 起業地の位置を表示する図面 (8) 起業地及び事業計画を表示する図面 (9) 土地調書に添付する実測平面図 (10) その他必要と認められる書面及び図面</p> <p>第 184 条 [略]</p> <p>第 185 条 明渡裁決申立図書の作成方法 明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うほか、「別記 5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p>(1) 明渡採決申立書 (案) (2) 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類 (3) 規則第 17 条の 6 第 1 号に定める書面 (4) 規則第 17 条の 6 第 2 号に定める書面 (5) 法第 36 条に定める物件調書 (案) (6) 物件調書に添付する図面 (7) その他必要と認められる書面及び図面</p> <p>第 186 条 ~ 196 条 [略]</p>	<p>(5) 【新設】 (6) 【新設】 (7) 【新設】 (8) 【新設】 (9) 【新設】 (10) 【新設】</p> <p>第 184 条 [略]</p> <p>第 185 条 明渡裁決申立図書の作成方法 明渡裁決申立図書【新設】は、法第 47 条の 3 並びに規則第 17 条の 6 及び第 17 条の 7 に定めるところに従うほか、「別記 5」事業認定申請図書等作成要領等により作成するものとする。</p> <p>(1) 【新設】 (2) 【新設】 (3) 【新設】 (4) 【新設】 (5) 【新設】 (6) 【新設】 (7) 【新設】</p> <p>第 186 条 ~ 196 条 [略]</p>